審　査　基　準

平成１９年９月１日作成

法　令　名	道路交通法
根拠条項	第４５条第１項
処分の概要	駐車の許可
原権者（委任先）	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法令の定め	千葉県道路交通法施行細則第５条 （昭和３５年１２月２０日、公安委員会規則第１２号）
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	３日（行政庁の休日は含まない。）
申請先	駐車禁止道路を管轄する警察署の交通課窓口
問い合わせ先	警察署　交通課
備考	

別紙

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の１から４のいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

１　駐車する日時

次のいずれにも該当する日時であること。

（１）駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。２（２）において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

（２）駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

２　駐車する場所

次のいずれにも該当する場所であること。

（１）停車及び駐車に関する規制のうち、駐車禁止の規制のみが実施されている場所（駐車する余地が無い場所及び放置駐車となる場合にあっては法第４５条第１項各号に掲げる場所を除く。）であること。

（２）駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

３　駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

（１）公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

（２）５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

（３）道路交通法第７７条（道路の使用の許可）第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

４　駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

（１）重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

（２）その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね１００メートル以内の範囲内